

令和 8 年 9 月 4 日提出

令和 8 年 9 月那須塩原市議会
定例会議議案

那須塩原市

令和8年9月那須塩原市議会定例会議付議事件

議案番号	件名	主管
議案第49号	那須塩原市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	子ども未来部
議案第50号	那須塩原市職員等の旅費に関する条例の一部改正について	総務部
議案第51号	那須塩原市税条例の一部改正について	総務部
議案第52号	那須塩原市都市計画税条例の一部改正について	総務部
議案第53号	那須塩原市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部改正について	総務部
議案第54号	那須塩原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について	環境戦略部
議案第55号	那須塩原市もみじ谷大吊橋条例及び那須塩原市塩原もの語り館条例の一部改正について	産業観光部
議案第56号	那須塩原市水道事業給水条例の一部改正について	上下水道部
議案第57号	那須塩原市下水道条例の一部改正について	上下水道部
議案第58号	令和8年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）	総務部
議案第59号	令和8年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	保健福祉部
議案第60号	令和8年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	保健福祉部
議案第61号	令和8年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第1号）	保健福祉部
議案第62号	令和8年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算（第1号）	産業観光部
議案第63号	令和8年度那須塩原市墓地事業特別会計補正予算（第1号）	環境戦略部
議案第64号	令和8年度那須塩原市水道事業会計補正予算（第2号）	上下水道部
議案第65号	令和8年度那須塩原市下水道事業会計補正予算（第2号）	上下水道部
議案第66号	契約の締結について	教育部
議案第67号	契約の締結について	教育部
議案第68号	契約の締結について	教育部
議案第69号	財産の取得について	総務部
議案第70号	財産の取得について	総務部
議案第71号	令和7年度那須塩原市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	上下水道部
議案第72号	令和7年度那須塩原市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	上下水道部
認定第1号	令和7年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について	総務部
認定第2号	令和7年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	保健福祉部
認定第3号	令和7年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	保健福祉部
認定第4号	令和7年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	保健福祉部
認定第5号	令和7年度那須塩原市温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について	産業観光部
認定第6号	令和7年度那須塩原市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について	環境戦略部
認定第7号	令和7年度那須塩原市水道事業会計決算認定について	上下水道部
認定第8号	令和7年度那須塩原市下水道事業会計決算認定について	上下水道部
報告第20号	継続費精算報告書の報告について〔令和7年度那須塩原市一般会計〕	総務部
報告第21号	専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕	建設部
報告第22号	専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕	総務部
報告第23号	令和7年度健全化判断比率及び資金不足比率について	総務部

報告第24号 報告第25号 報告第26号	教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について 放棄した私債権等の報告について〔令和7年度那須塩原市一般会計〕 放棄した私債権等の報告について〔令和7年度那須塩原市水道事業会計〕	教育部 総務部 上下水道部
----------------------------	---	---------------------

議案 第49号

那須塩原市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定
について

上記議案を提出する。

令和8年9月4日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例
(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援を行う事業をいう。以下同じ。）の運営の基準に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(一般原則)

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければ

ならない。

- 3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

（利用定員）

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもが当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1か月当たりの利用定員を定めるものとする。

（面談）

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときは、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第18条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第11条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

(正当な理由のない提供拒否の禁止)

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(あっせん及び要請に対する協力)

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認)

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

(乳児等支援給付認定の申請に係る援助)

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(特定乳児等通園支援の提供の記録)

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供したときは、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(支払)

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により市が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同

じ。)を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

(1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用

(2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用

(3) 食事の提供に要する費用

(4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第16条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必

要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者及び医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（乳児等支援給付認定保護者に関する市への通知）

第17条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正の行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

（運営規程）

第18条 特定乳児等通園支援事業者は、規則で定める事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

（勤務体制の確保等）

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（利用定員の遵守）

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、第4条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

（乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則）

第21条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第11条の支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の禁止）

第22条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給

付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（秘密保持等）

第23条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども及びその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

（利益供与等の禁止）

第24条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

（苦情解決）

第25条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」

という。)からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第26条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
 - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
 - (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
 - 3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して講じた処置

について記録しなければならない。

- 4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行わなければならない。

（会計の区分）

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

（記録の整備等）

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第13条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画
- (2) 第10条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録
- (3) 第17条の規定による市への通知に係る記録
- (4) 第25条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第26条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して講じた処置についての記録

（委任）

第29条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案 第50号

那須塩原市職員等の旅費に関する条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和8年9月4日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

那須塩原市職員等の旅費に関する条例（平成17年那須塩原市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「職員については、その住所又は居所」を「場合又は所属長が認める場合には、その住所、居所その他所属長が認める場所」に改め、同項第4号中「採用された」を「新たに採用された」に、「本市の要請により国家公務員から引き続いて職員となった者その他の市長が特に認めた職員」を「人事交流等により国又は他の地方公共団体から引き続いて採用された者で、当該採用に係る予定期間が1年を超えるもの」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、その旅程が100キロメートル以上のものに限る。

第2条第1項第5号中「若しくはその扶養親族」を削り、「根拠地」を「根拠」に改め、同項第6号を次のように改める。

- (6) 家族 職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。

第2条第1項に次の1号を加える。

- (8) 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他の規則で定める者（以下この

号において「旅行業者等」という。)であって、市と旅行役務提供契約(旅行業者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第8項において同じ。)を締結したものをいう。

第2条第2項ただし書を削る。

第3条第2項中「又はその遺族」を削り、各号を次のように改める。

- (1) 職員が出張又は赴任のため内国旅行中に退職(免職を含む。)、失職又は休職(以下「退職等」という。)となった場合(当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。) 当該職員
- (2) 職員が出張又は赴任のため内国旅行中に死亡した場合 当該職員の遺族
- (3) 職員が死亡した場合において、当該職員の本邦にある遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住した場合 当該遺族
- (4) 職員が出張又は赴任のため外国旅行中に退職等となった場合(当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。) 当該職員
- (5) 職員が出張又は赴任のため外国旅行中に死亡した場合 当該職員の遺族

第3条第6項中「及び」を「、」に改め、「第4項」の次に「及び第5項」を加え、「交通機関等の事故又は」を削り、「概算払を受けた」を「概算払を受けた」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「前項」を「前2項」に改め、「(その者の扶養親族の旅行につき旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下本条において同じ。)」を削り、「その出発前に旅行命令又は旅行依頼(以下「命令等」という。)を変更(取消しを含む。以下同じ。)され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった」を「次条第3項の規定により旅行命令等の変更(取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。)を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

- 5 第1項、第2項及び前項の規定に該当する場合を除くほか、他の条例に特別の定めがある場合その他市費を支弁して旅行させる必要がある場合には、旅費を支

給する。

第3条に次の1項を加える。

- 8 第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第4条第4項中「これを変更するに」を「その変更をするに」に、「提示して」を「通知して」に、「提示する」を「通知する」に改め、同項ただし書中「口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。この場合において、旅行命令権者は、できるだけ速やかに、旅行命令簿等に当該旅行に関し必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければなら」を「この限りで」に改め、同条第5項を削る。

第5条第1項中「変更された」を「変更を受けた」に、「本条」を「この条」に改める。

第6条から第23条までを次のように改める。

(旅費の計算)

第6条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして第9条から第19条までに定める種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

(旅費の請求手続)

第7条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書(当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第5項において同じ。))を含む。以下この条において同じ。)に必要な資料を添えて、これを市長に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかつ

た者は、その請求に係る旅費のうちその旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。

2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定により旅費の精算をしなければならない。

3 市長は、前項の規定に基づく精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。

4 市長は、その支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、市長がその後においてその者に対し支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引くことができる。

5 第1項に規定する請求書及び必要な資料の種類及び記載事項、第2項及び第3項に規定する期間、前項に規定する給与の種類その他の必要な事項は、規則で定める。

(旅費の種目及び内容)

第8条 内国旅行に係る旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費及び渡航雑費とし、これらの内容については、次条から第19条までに定めるところによる。

(鉄道賃)

第9条 鉄道賃は鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道その他規則で定めるものをいう。次項及び第12条第1項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 急行料金

(3) 寝台料金

(4) 座席指定料金

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(船賃)

第10条 船賃は船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。次項及び第12条第1項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 寝台料金

(3) 座席指定料金

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(航空賃)

第11条 航空賃は航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをいう。次項及び次条第1項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は次に掲げる費用（第2号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 前号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(その他の交通費)

第12条 その他の交通費は鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は次に掲げる費用（第2号、第3号及び第5号に掲げる費用は、

公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃
- (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃
- (3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用
- (4) 自家用の交通用具を使用する移動（所属長の承認を受けたものに限る。）に係る費用として、当該移動の路程1キロメートルにつき規則で定める費用
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第4号の費用は、全路程を通算して計算する。

3 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

（宿泊費）

第13条 宿泊費は旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）により定められている宿泊費基準額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。この場合において、職員に対応する国の職員は、同令における職務の級が10級以下の者とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

（包括宿泊費）

第14条 包括宿泊費は移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は第9条から第12条までの規定による当該移動に係る交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

（宿泊手当）

第15条 宿泊手当は宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は国家公務員等の旅費支給規程により定められている宿泊手当の額とする。

(転居費)

第16条 転居費は赴任に伴う転居に要する費用（第18条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

(着後滞在費)

第17条 着後滞在費は赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第18条 家族移転費は赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は次に掲げる額とする。

- (1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この項において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した第9条から第12条までの規定による当該移動に係る交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額
 - (2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、前号の規定に準じて算定した額
- 2 任命権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

(渡航雑費)

第19条 渡航雑費は外国へ出張に伴う雑費とし、その額は予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要な費用の実費額とする。

(退職者等の旅費)

第20条 第3条第2項第1号又は第4号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて市長が定めるものとする。

2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(遺族の旅費)

第21条 第3条第2項第2号、第3号又は第5号の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の例に準じて市長が定めるものとする。

(証人等の旅費)

第22条 第3条第4項又は第5項の規定により支給する旅費は、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、任命権者が市長に協議して定めるものとする。

(旅費の支給額の上限)

第23条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条第1項各号に掲げる各費用について、当該各条及び第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用のいずれか少ない額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第13条、第14条、第16条、第17条、第18条第1項及び第19条並びに第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目のいずれか少ない額とする。

第24条第1項中「公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した」を「市以外の者から旅費の支給を受ける」に改め、「当該」を削る。

第25条を第27条とし、第24条の次に次の2条を加える。

(旅費等の返納)

第25条 市長は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受

けた場合には、市長は、前項に規定する返納に代えて、市長がその後においてその者に対し支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

（外国旅行の旅費）

第26条 この条例に定めるもののほか、外国旅行の旅費については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の適用を受ける国家公務員の例による。ただし、外国旅行中本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、この条例の内国旅行の規定による。

2 前項本文の場合において、国家公務員の職務の級に相当する職務の級（那須塩原市職員の給与に関する条例（平成17年那須塩原市条例第50号）第3条に規定する行政職給料表による職務の級をいう。）は、市長が定める。

別表を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

（那須塩原市証人等の実費弁償に関する条例の廃止）

2 那須塩原市証人等の実費弁償に関する条例（平成17年那須塩原市条例第45号）は、廃止する。

（経過措置）

3 この条例による改正後の那須塩原市職員等の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発する旅行及び新条例第3条第6項に定める旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前にこの条例による改正前の那須塩原市職員等の旅費に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行及び旧条例第3条第6項に定める旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が新条例第4条第3項の規定

により旅行命令等を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

4 新条例第3条第7項及び第8項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項、第4項及び第6項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第3条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

5 新条例第25条の規定は、旧条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

議案 第51号

那須塩原市税条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和8年9月4日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市税条例の一部を改正する条例

那須塩原市税条例（平成17年那須塩原市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第34条の7第2項中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「及び第36条の3の3第1項」を「並びに第36条の3の3第1項及び第2項第4号」に改める。

第36条の3の2第1項第2号中「除き、」を「除く。次条第1項第2号において同じ。）（」に改め、「。次条第1項において同じ」を削り、同条第5項中「次条第4項」を「次条第5項」に改める。

第36条の3の3第1項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

(2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下である者に限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下である者に限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）

（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

(3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。）であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が85万円以下である者に限る。）を有する者

第36条の3の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出」を「同条第1項の規定による申告書を提出」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 公的年金等支払者の名称

(2) 公的年金等受給者が法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又

はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨

- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

第63条中「額が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあつては20万円」を削り、「150万円」を「180万円」に改める。

附則第6条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第7条の3第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「令和7年」を「令和12年」に改める。

附則第7条の4中「又は附則第20条第1項」を「、附則第19条の3第1項又は附則第20条第1項」に、「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

附則第9条の2中「法附則第7条の2第4項」の次に「（法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第10条の2第10項から第13項までの規定中「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第14項中「7分の6」を「5分の3」に改め、同条第15項及び第16項中「4分の3」を「3分の2」に改め、同条に次の1項を加える。

26 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第17条の2第2項中「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第

9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第19条の2の次に次の1条を加える。

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第19条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得、譲渡所得及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは

「若しくは山林所得金額又は附則第 19 条の 3 第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第 19 条の 3 第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

- (4) 附則第 5 条の規定の適用については、同条第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 19 条の 3 第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第 2 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 19 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 9 年 1 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 6 3 条の改正規定 令和 9 年 4 月 1 日
- (2) 第 3 4 条の 7 第 2 項の改正規定並びに附則第 7 条の 4 の改正規定（「附則第 5 条の 6 第 2 項」を「附則第 5 条の 6 第 3 項又は第 4 項」に改める部分に限る。）、附則第 9 条の 2 の改正規定及び附則第 17 条の 2 の改正規定（同条第 1 項及び第 2 項中「令和 8 年度」を「令和 11 年度」に改める部分を除く。）並びに次条第 4 項の規定 令和 10 年 1 月 1 日
- (3) 附則第 7 条の 4 の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第 19 条の 2 の次に 1 条を加える改正規定並びに次条第 3 項及び第 5 項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 64 号）の施行の日の属する年の翌々年の 1 月 1 日

(市民税に関する経過措置)

第 2 条 この条例による改正後の那須塩原市税条例（以下「新条例」という。）第 36 条の 3 の 3 第 1 項及び第 2 項の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する同条第 1 項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の那須塩原市税条例第 36 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 新条例附則第7条の3第1項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第10項に規定する認定住宅等（同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

3 前条第3号に掲げる日以後の新条例附則第7条の4の規定（前条第3号に掲げる施行の日（以下この項及び第5項において「3号施行日」という。）に係るものに限る。）は、3号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、3号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第17条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第17条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。

5 新条例附則第19条の3の規定は、3号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

議案 第52号

那須塩原市都市計画税条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和8年9月4日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市都市計画税条例の一部を改正する条例

那須塩原市都市計画税条例（平成17年那須塩原市条例第65号）の一部を次のように改正する。

附則中第18項を第19項とし、第17項を第18項とする。

附則第16項中「附則第10項及び第12項」を「附則第11項及び第13項」に、「附則第10項及び第13項」を「附則第11項及び第14項」に、「附則第11項、第13項及び第14項」を「附則第12項、第14項及び第15項」に改め、同項を附則第17項とする。

附則第15項の前の見出しを削り、同項を附則第16項とし、同項の前に附則として「（農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例）」を付する。

附則第14項中「附則第9項」を「附則第11項」に改め、同項を附則第15項とする。

附則第13項中「附則第10項」を「附則第11項」に改め、同項を附則第14項とする。

附則第12項中「附則第10項」を「附則第11項」に改め、同項を附則第13項とし、附則第11項を附則第12項とする。

附則第10項の前の見出しを削り、同項を附則第11項とし、同項の前に見出し

として「（宅地等に対して課する令和６年度から令和８年度までの各年度分の都市計画税の特例）」を付する。

附則第９項を附則第１０項とし、附則第８項の次に次の１項を加える。

（法附則第１５条の１１第１項の条例で定める割合）

- ９ 法附則第１５条の１１第１項に規定する市町村の条例で定める割合は、３分の１とする。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- ２ この条例による改正後の那須塩原市都市計画税条例は、令和９年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和８年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議案 第53号

那須塩原市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和8年9月4日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を
改正する条例

那須塩原市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年
那須塩原市条例第244号）の一部を次のように改正する。

第2条中「又は」を「、又は」に改め、同条第4号中「手続き」を「手続」に改め、
同号を同条第5号とし、同条第3号中「、その他」を「その他」に改め、同号
を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) ソフトウェアの使用許諾に関する契約又はクラウドサービスの利用に関する
契約

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

議案 第54号

那須塩原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和8年9月4日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

那須塩原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成17年那須塩原市条例第213号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第6条の2第4項」を「第6条の2第6項」に改める。

第4条中「第6条の2第5項」を「第6条の2第7項」に改める。

第22条第1項中「第9条の3の3第2項」を「第9条の3の3第3項」に、「同条第3項」を「同条第4項」に改め、同条第2項、第3項及び第6項中「第9条の3の3第2項」を「第9条の3の3第3項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案 第55号

那須塩原市もみじ谷大吊橋条例及び那須塩原市塩原ものの語り館条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和8年9月4日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市もみじ谷大吊橋条例及び那須塩原市塩原ものの語り館条例の一部を改正する条例

(那須塩原市もみじ谷大吊橋条例の一部改正)

第1条 那須塩原市もみじ谷大吊橋条例（平成17年那須塩原市条例第173号）の一部を次のように改正する。

別表第1の4月1日から10月31日までの項中「10月31日」を「11月30日」に、「午前8時30分から午後6時」を「午前9時から午後5時」に改め、同表11月1日から翌年3月31日までの項中「11月1日」を「12月1日」に、「午前8時30分」を「午前9時」に改める。

(那須塩原市塩原ものの語り館条例の一部改正)

第2条 那須塩原市塩原ものの語り館条例（平成17年那須塩原市条例第174号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項ただし書中「午後4時30分」を「午前10時から午後4時30分」に改める。

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

議案 第56号

那須塩原市水道事業給水条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和8年9月4日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市水道事業給水条例の一部を改正する条例

那須塩原市水道事業給水条例（平成17年那須塩原市条例第199号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項の表中「

	1,730円
	2,500円
	4,910円
	7,030円
	11,810円
	19,510円
	41,570円
	71,860円
	166,560円

」を「

	2,063円
	2,980円

	5, 8 5 3 円
	8, 3 8 0 円
	1 4, 0 7 8 円
	2 3, 2 5 6 円
	4 9, 5 5 2 円
	8 5, 6 5 8 円
	1 9 8, 5 4 0 円

」に改め、同条第3項の表中「

	8 0 円
	1 6 6 円

」を「

	9 6 円
	1 9 8 円

」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の那須塩原市水道事業給水条例第24条第2項及び第3項の規定は、令和9年4月1日以降最初に到来する定例日（同条例第3条第5号の定例日をいう。）における水量の計量以後の使用に係る水道料金について適用し、同日における水量の計量前の使用に係る水道料金の算定については、なお従前の例による。

議案 第57号

那須塩原市下水道条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和8年9月4日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市下水道条例の一部を改正する条例

那須塩原市下水道条例（平成17年那須塩原市条例第191号）の一部を次のように改正する。

別表一般用の項中「2, 200円」を「2, 453円」に、「

	35円
	105円
	113円
	121円
	127円
	133円

」を「

	39円
	117円
	126円
	135円
	142円

」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の那須塩原市下水道条例別表の規定は、令和9年4月1日以降最初に到来する使用料算定期間（同条例第2条第17号の使用料算定期間をいう。）の初日以後の使用料の算定について適用し、同日前の使用料の算定については、なお従前の例による。

議案 第58号

令和8年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）

令和8年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）を別冊のとおり提出する。

令和8年9月4日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第59号

令和8年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和8年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

令和8年9月4日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第60号

令和8年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和8年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

令和8年9月4日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第 6 1 号

令和 8 年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

令和 8 年 9 月 4 日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第62号

令和8年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算（第1号）

令和8年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

令和8年9月4日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第63号

令和8年度那須塩原市墓地事業特別会計補正予算（第1号）

令和8年度那須塩原市墓地事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

令和8年9月4日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第64号

令和8年度那須塩原市水道事業会計補正予算（第2号）

令和8年度那須塩原市水道事業会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

令和8年9月4日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第65号

令和8年度那須塩原市下水道事業会計補正予算（第2号）

令和8年度那須塩原市下水道事業会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

令和8年9月4日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第66号

契約の締結について

次の契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年9月4日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 三島中学校教室棟長寿命化改修工事 |
| 2 契約の方法 | 条件付一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 583,000,000円 |
| 4 契約の相手方 | 那須塩原市太夫塚5丁目221番地
生駒／D I ・ S A N W A ／万特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社生駒組
代表取締役 生駒 憲一 |

議案 第67号

契約の締結について

次の契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年9月4日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 三島中学校教室棟長寿命化改修電気設備工事 |
| 2 契約の方法 | 条件付一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 158,840,000円 |
| 4 契約の相手方 | 那須塩原市下厚崎97番地77
HITEC・太田特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社HITEC
代表取締役 蓮池 智雄 |

議案 第68号

契約の締結について

次の契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年9月4日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 三島中学校教室棟長寿命化改修機械設備工事 |
| 2 契約の方法 | 条件付一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 154,110,000円 |
| 4 契約の相手方 | 那須塩原市高柳295番地1
地熱・テクノ特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社地熱工業
代表取締役 君島 治美 |

議案 第69号

財産の取得について

次の財産の取得について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年9月4日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

- | | |
|----------|---|
| 1 取得財産 | 消防ポンプ自動車 |
| 2 数量 | 1 台 |
| 3 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 4 取得価格 | 26,851,000円 |
| 5 契約の相手方 | 茨城県古河市横山町二丁目9番2号
株式会社篠崎ポンプ機械製作所
代表取締役 篠崎 哲也 |

議案 第70号

財産の取得について

次の財産の取得について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年9月4日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

1 取得財産	消防ポンプ自動車
2 数量	2台
3 契約の方法	指名競争入札
4 取得価格	54,560,000円
5 契約の相手方	東京都港区芝五丁目36番7号三田ベルジュビル19階 株式会社モリタ東京支店 支店長 岡本 直彦

議案 第71号

令和7年度那須塩原市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和7年度那須塩原市水道事業会計未処分利益剰余金349,552,934円のうち、263,714,051円を建設改良積立金に積み立て、85,838,883円を資本金に組み入れることについて、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年9月4日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第72号

令和7年度那須塩原市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和7年度那須塩原市下水道事業会計未処分利益剰余金513,766,506円のうち、15,737,156円を資本的収支不足額に補填し、237,850,081円を減債積立金に積み立て、260,179,269円を資本金に組み入れることについて、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年9月4日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

認定 第1号

令和7年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和7年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して議会の認定に付する。

令和8年9月4日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

認定 第2号

令和7年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和7年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して議会の認定に付する。

令和8年9月4日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

認定 第3号

令和7年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和7年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して議会の認定に付する。

令和8年9月4日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

認定 第4号

令和7年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和7年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して議会の認定に付する。

令和8年9月4日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

認定 第5号

令和7年度那須塩原市温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和7年度那須塩原市温泉事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して議会の認定に付する。

令和8年9月4日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

認定 第6号

令和7年度那須塩原市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和7年度那須塩原市墓地事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して議会の認定に付する。

令和8年9月4日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

認定 第7号

令和7年度那須塩原市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和7年度那須塩原市水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して議会の認定に付する。

令和8年9月4日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

認定 第8号

令和7年度那須塩原市下水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和7年度那須塩原市下水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して議会の認定に付する。

令和8年9月4日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

報告 第20号

継続費精算報告書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第2項の規定により、一般会計に係る令和7年度那須塩原市継続費精算報告書を報告する。

令和8年9月4日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

令和7年度 那須塩原市一般会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				実 績					比 較					
				年割額	左 の 財 源 内 訳			支出済額	左 の 財 源 内 訳			年割額と支出済額の差	左 の 財 源 内 訳					
					特定財源				特定財源				一般財源	特定財源			一般財源	
					国(県)支出金	地方債	その他		国(県)支出金	地方債	その他			国(県)支出金	地方債	その他		
4 衛生費	2 清掃費	那須塩原クリーンセンター基幹的設備改良工事	令和4年度	円 0	円 0	円 0	円 0	円	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	
			令和5年度	37,400,000	0	16,800,000	18,700,000	1,900,000	37,400,000	0	17,100,000	18,700,000	1,600,000	0	0	△ 300,000	0	300,000
			令和6年度	2,310,000,000	0	1,566,100,000	277,200,000	466,700,000	2,310,000,000	0	1,583,500,000	275,621,000	450,879,000	0	0	△ 17,400,000	1,579,000	15,821,000
			令和7年度	2,855,600,000	0	1,809,700,000	553,300,000	492,600,000	2,855,600,000	0	1,832,300,000	552,011,000	471,289,000	0	0	△ 22,600,000	1,289,000	21,311,000
			計	5,203,000,000	0	3,392,600,000	849,200,000	961,200,000	5,203,000,000	0	3,432,900,000	846,332,000	923,768,000	0	0	△ 40,300,000	2,868,000	37,432,000

令和7年度 那須塩原市一般会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				実 績					比 較					
				年割額	左 の 財 源 内 訳			支出済額	左 の 財 源 内 訳				年割額と支出済額の差	左 の 財 源 内 訳				
					特定財源				一般財源	特定財源				一般財源	特定財源			一般財源
					国(県)支出金	地方債	その他			国(県)支出金	地方債	その他			国(県)支出金	地方債	その他	
8 土木費	2 道路橋りよう費	塩原地区落石防護施設設置事業	令和6年度	円 240,000,000	円 0	円 228,000,000	円 0	円 12,000,000	円 101,300,000	円 0	円 101,300,000	円 0	円 0	円 138,700,000	円 0	円 126,700,000	円 0	円 12,000,000
			令和7年度	292,330,000	0	292,300,000	0	30,000	406,405,000	0	406,400,000	0	5,000	△ 114,075,000	0	△ 114,100,000	0	25,000
			計	532,330,000	0	520,300,000	0	12,030,000	507,705,000	0	507,700,000	0	5,000	24,625,000	0	12,600,000	0	12,025,000
10 教育費	2 小学校費	大山小学校体育館改築工事	令和6年度	円 241,624,000	円 52,476,000	円 73,500,000	円 0	円 115,648,000	円 215,200,000	円 36,007,000	円 63,500,000	円 0	円 115,693,000	円 26,424,000	円 16,469,000	円 10,000,000	円 0	円 △ 45,000
			令和7年度	563,790,000	169,968,000	313,300,000	0	80,522,000	590,187,000	156,301,000	157,700,000	0	276,186,000	△ 26,397,000	13,667,000	155,600,000	0	△ 195,664,000
			計	805,414,000	222,444,000	386,800,000	0	196,170,000	805,387,000	192,308,000	221,200,000	0	391,879,000	27,000	30,136,000	165,600,000	0	△ 195,709,000

報告 第21号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年9月4日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

専決処分 第9号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年7月30日

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

損害賠償の額の決定及び和解について

令和8年4月8日、那須塩原市〇〇地内において発生した事故による相手側工作物の損傷について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり定め、和解する。

- 1 損害賠償額 418,000円
- 2 和解の内容 相手側の損害額は418,000円とし、過失割合は市側が100パーセントとする。
市は、上記損害額を相手方に支払う。
今後いかなる事情が発生しても、本件については、双方とも異議の申立て、訴訟等を一切しない。
- 3 相手方 那須塩原市〇〇
〇〇 〇〇

報告 第22号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年9月4日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

専決処分 第10号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年7月31日

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

損害賠償の額の決定及び和解について

令和8年5月15日、発生を覚知した市職員の誤案内により生じた相続放棄手続に係る相手側の損害について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり定め、和解する。

- 1 損害賠償額 18,900円
- 2 和解の内容 相手側の損害額は18,900円とし、過失割合は市側が100パーセントとする。
市は、上記損害額を相手方に支払う。
今後いかなる事情が発生しても、本件については、双方とも異議の申立て、訴訟等を一切しない。
- 3 相手方 福島県白河市〇〇
〇〇 〇〇

報告 第23号

令和7年度健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和7年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見を付して次のとおり報告する。

令和8年9月4日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

1 健全化判断比率

・実質赤字比率	－	（ 11.82% ）
・連結実質赤字比率	－	（ 16.82% ）
・実質公債費比率	2.5%	（ 25.0% ）
・将来負担比率	－	（ 350.0% ）

2 資金不足比率

・水道事業会計	－	（ 20.0% ）
・下水道事業会計	－	（ 20.0% ）
・温泉事業特別会計	－	（ 20.0% ）

3 監査委員の意見

別冊のとおり

※「－」は、当該数値について該当しないことを表す。

※（ ）内は、本市の令和7年度決算に適用される早期健全化基準又は経営健全化基準を表す。

報告 第24号

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第1項の規定により、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、令和8年度教育委員会点検・評価報告書を別冊のとおり提出する。

令和8年9月4日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

報告 第25号

放棄した私債権等の報告について

那須塩原市債権管理条例（令和2年那須塩原市条例第52号）第14条第1項の規定により、令和7年度那須塩原市一般会計における私債権等を放棄したので、同条第2項の規定により別冊のとおり報告する。

令和8年9月4日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

報告 第26号

放棄した私債権等の報告について

那須塩原市債権管理条例（令和2年那須塩原市条例第52号）第14条第1項の規定により、令和7年度那須塩原市水道事業会計における私債権等を放棄したので、同条第2項の規定により別冊のとおり報告する。

令和8年9月4日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎